

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和5年11月20日（月）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

稲月聡子委員、居森健作委員、加来典子委員、菅形真一委員、千賀卓郎委員、永井尚子委員、濱屋亮委員、平田航涼委員、宮本美穂子委員、山下晴海委員、山田斉委員

2 オブザーバー

大橋憲一郎事務局長、田島祐亮首席家裁調査官、笠岡英樹首席書記官、川村隆次席家裁調査官、竹永泰雄次席家裁調査官、川上昌志次席書記官、豊田政昭事務局次長、曾根川寛訟廷管理官、藤岡裕亮主任書記官

3 事務担当者

遠藤愛総務課長、川相香織総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 岡山家庭裁判所長挨拶

3 新任委員等の紹介

4 報告

総務課長から、前回の家裁委員会において「家庭裁判所調査官の採用広報」をテーマに行った意見交換の結果を踏まえて、複数の学部の大学生に対し業務内容をより具体的に説明し広く周知したこと、大学1年生に対しても広報したこと、採用広報について協議する会議において最高裁や他庁に対し、岡山家裁委員会委員の御意見を紹介したことなどが報告された。

5 副委員長の指名

6 意見交換等

「家事事件のデジタル化について」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

7 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

令和6年5月29日（水）午前10時

(2) 意見交換事項（テーマ）

司法行政事務を中心としたデジタル化について

8 閉会

(別紙)

岡山家庭裁判所委員会

◎委員長、○委員（委員長を除く。（ ）は、家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。）、△オブザーバー

◎委員長

家庭裁判所の家事事件のウェブ調停について冒頭説明がありました。既に弁護士の立場で御経験されている方もいらっしゃるかもしれませんが、御経験も含めて何か御指摘いただけることですか、御意見、御感想などありますでしょうか。

○A（1）委員

ウェブ調停はこの1年で200件以上実施されていますけれども、事件の内容はどのようなものなのでしょう。調停手続は、いろいろな種類の事案を取り扱っていると思うのですが、よりプライバシーに関わりそうなものであるとか、特に制限なく実施しているのか、何か線引きをしているのか教えてください。

△オブザーバー

ウェブ調停を実施するか否かについては、事件の種類による制限は設けておりません。例えば離婚の事件、婚姻費用分担の事件、親権者変更の事件、養育費の事件、他にも遺産分割事件ですとか、心情面の調整が必要な事件もあれば経済的な金銭面の調整が必要な事件もありますが、制限なく幅広い事件を取り扱っております。

○A（1）委員

お聞きしている中では特に問題が起こっていないという説明でしたので、特に問

題ないと思うのですが、思いつくこととしてプライバシーに深く踏み込みそうな内容が多いので、第三者の介在がないかとか、同席者がいないかというところがどこまで担保されるのかが、心配になる点です。

それから、ただ単に簡便さを追求してもしようがないと思うので、特別遠方で近くに公的な施設がないとか、介護や体の不調などの理由から実施するのはいいのですが、簡単そうだからとか簡便になるからという理由だけでは実施しないほうがいいのかなと思いました。

◎委員長

ありがとうございました。やはり第三者、同席者がいないかというのは、私達も常に気を揉んで慎重に考えているところです。調停の現場として、どのように慎重に対応しているか紹介をしてください。

△オブザーバー

まず担当書記官からウェブ会議についての御案内を差し上げますけれども、その際に第三者の介在がないようにと、非公開の手続であることの御説明は丁寧にいたします。それに加えて、注意事項を記載した事務連絡をお送りしたり、期日当日にも調停委員などからその辺の確認をしたりするなど、何度も説明をするようにしております。

◎委員長

今までに、実際の調停の場で疑念が生じたり、その対応をしたりしたことがありましたか。

○B（４）委員

第三者が介在している、そのために秘密事項が漏れているとか、近くに応援団の

ような弁護士以外のアドバイザー的な人がいて、その人がいるがために御本人の意見がなかなか言えない、あるいは本人の意思に沿わないような発言がされているといったことは幸いなことに今のところはないと認識しております。

◎委員長

ありがとうございます。ただそういう可能性があることを私達はいつも注意しながら、御本人の様子をよく見て、先ほども申しましたように、少しお部屋の中の状況を映してもらおうとかいうような対応を取らせていただくこともあるというところでございます。

○C（2）委員

私は、代理人としても調停委員としても、家事調停に関与することがありますが、先ほどの第三者がいるのではないかという点については、電話会議のほうが危ないなと思ったことがあります。調停委員として関わった事件で、電話会議で実施した際に、発言をした後にとっても不自然な無言の状態があって、通話口を手で隠して何か話をしているのではないかと思ったことが一度あります。もちろん繰り返し声掛けをするのですが、確認のしようがないです。その点ウェブ調停は、デスクトップ型のパソコンであれば難しいですが、周りを映してもらうこともできます。そういう意味では第三者がいらないことについて、電話より確認しやすいのではないかなと思っております。

どの範囲でウェブ調停をしたほうがいいのかというのは、本当にすごく難しい問題で、私としても、やはり対面のほうが得られる情報が多いと思っております。例えば、弁護士として法律相談などをするとき、基本的に初回は必ず対面で行うというふうに自分でルールにしています。御依頼いただいて、自分の中で信頼関係ができたなと思えば、ウェブとか電話で対応することも多いのですが、大事なことはやはり対面ですることもあります。

調停委員として調停をするときに、代理人がついておられない本人と初回からウェブ調停で行うとなると、やはり信頼関係の構築というのは対面よりは難しくなると思います。恐らく、申立書などから窺える情報や、書記官が電話などで事前にやり取りをした情報に基づいて、ウェブにするかどうかを選んでいただいているのではないかなと思っております。

◎委員長

具体的な御紹介を大変分かりやすくありがとうございました。おっしゃるとおりで、機械的に遠いからウェブ調停にするというのではなく、いろいろなプロセスを踏むこととなります。担当書記官としてどのようなことを注意しながら本人とやり取りしているか紹介してください。

△オブザーバー

ウェブ調停で実施する場合は、いろいろなルールは守っていただく必要があるので、まず、電話でやり取りして注意事項を説明したときの反応を注意深く観察し、ルールを守っていただけるかどうかを確認しています。

◎委員長

あと、おっしゃっていただいているように、実際には最初の期日はできるだけ来ていただくようお願いしたり、やむを得ず最初からウェブですることになったとしても、次の期日に何をするかによって、対面が必要なときにはできるだけ来ていただいたりするなど、メリハリをつけながら、期日運営をしているのではないかなと思っております。ただ、本当に遠方の方については相当の負担をお掛けするので、そこは期日の内容によって変わってくるのかなと思っております。

今、御自身の職場や、御自身の仕事の中でウェブ会議がどのように位置付けられ、どのように活用されているかなどについて、できれば今日の説明に関連付けてお話

いただけるとありがたいです。

○D（1）委員

私は人事を担当しておりますので、主に外部の方とのウェブ会議というのは就活生の方が多いです。当然昨今ですから、初めましての段階からウェブでのやり取りが多いのですが、インターンシップや工場見学などのように実際に対面する場で本人確認を行い、その場で担当者が対応することで、信頼関係を構築するように心掛けています。本人確認はもちろん、こちらに対しても信頼関係といたしますか、ざっくばらんに話してもらえ人間関係を構築することを大事にしていますので、そのあたりは趣旨は違えど調停の中でも同じなのではないかなと感じています。

◎委員長

最初はウェブが多く、段階を経て直接対面し、互いに信頼関係を構築していくという進み方なのですね。

○E（1）委員

私も、人事を担当した経験が短いのですが、まず、ウェブの活用という点では、コロナの期間でウェブだけで入ってきた新入社員もいますが、入社時にお会いした時にかなり印象が違うということがありましたので、できる限り対面が望ましいと聞いています。

一方で、ウェブ、リモートという手段は、コロナが明けて人が動き出しても複数人が1か所で協議するという場合には非常に利便性が高いもので、これは十分に活用しています。今回資料を御提供いただきました、ウェブ調停の実施件数は月に40件もあって非常に多いなと思いましたが、これは事案ごとなのか、それとも、一事案で何回か続けているものも件数に含まれているのか、実際の案件数がどれぐらいのものなのか教えていただきたいです。仮に一事案を何回もやっているにしても

月40件は非常に多いと思いましたが、それだけニーズがあるのだらうと思いますので、そういったものには耳を傾けて、できるだけ利便性のある形というので皆さんに使いやすい形式を取られたらよいのではないかと思います。

一方で、高齢者やデジタルが苦手な方もいらっしゃると思いますので、そういった方には押しつけるのではなく、違う道も残す形でされたらいいと思いました。

使い分けですけれども、やはり第三者の介在というのが一番心配される場所なので、この案件は感情的なものを含んでいるので最初から対面で実施するというように、案件によって使い分ける基準もあればいいのかなと思いました。また、電話でも誰かと相談しているような気配が感じられることがあると伺いましたが、ウェブでも映らなければそのような可能性もあるわけで、第三者の介在を感じられたら、途中遮断をするというようなルール作りをされたらいいのかなと思いました。

あと少し気になるのは、第三者が介在していないことを確認するために、ウェブの背景の壁紙を使わず、部屋の中をぐるっと回して映すこともあるというお話もありましたけれど、部屋の中のプライベートな部分が映って、精度の高いカメラなどで録画されて場所が特定されたり部屋が特定されたり、あるいはアドレスで場所が特定されたりとか、当事者同士が何か接点を持つような可能性があるという怖いなと感じました。

△オブザーバー

件数については、事案ごとではなく期日の数です。一つの事案について1か月の間に2回期日が入るという可能性もありますけれども、その場合は2件とカウントしております。

◎委員長

先ほど申し上げたようにウェブが続く場合もありますし、あるときは対面で次はウェブでと組み合わせながら進める場合もあります。それから、壁紙だとか部屋の

特定がされるかどうかという点と、お互いのアドレスが分からないような仕組みになっているのかという点について説明をお願いできますか。

△オブザーバー

メールアドレスを相手方に知られたくないという場合には、先ほど招待メールでの参加方法について御説明したところですが、双方招待メール方式をとってしまうと相手にアドレスが分かってしまうので、そのような場合はミーティング番号を双方にお伝えするミーティング番号方式を執って、メールアドレスが相手に知られないように配慮しております。

◎委員長

先ほど御心配になられていた相手に見られたくない部屋の中をこちらが映すことについては絶対いたしません、双方が同席して構わないというような合意の確認の場面などについては、同時にウェブをつなぐということはあります。裁判所のほうで何か録画するようなこともありません。もちろん利用される方が納得の上で手続に参加していただくという仕組みをとっていますが、そのような御心配をさせていただかなくても済むような検討をしているところです。

△オブザーバー

先ほど御説明しましたけれども、対面でもウェブでも、同席ではなくて別々に調停を行うのが通常ですので、ウェブでやり取りするのは調停委員と当事者となります。したがって、その画面を反対当事者が確認するということは基本的にはありません。ただ、同席して調停を行うこともないわけではないので、そのときは反対に当事者に見られてもよいか十分に確認して同席で調停を実施するということとなります。

○F（1）委員

私は、事業所の過重労働の職員の方や、メンタル不調の方と面談をするのですが、まずは対面で、次にオンラインで面談をするという手順で行います。この前、オンライン面談のやり方について勉強会があったのですが、メンタル不調の方などが、画面の向こうで具合が悪くなった場合にすぐに対処できる態勢が執れるか、というお話があって、具体的に解決策には至らなかったのですが、その点は前から気になっていまして、少なくとも居場所を確認するなどして、何かあったときはすぐに連絡できるようにしておくようなことは少し頭に入れておいたほうがいいのかなと感じていたところです。

◎委員長

ありがとうございます。説明をさせていただいたとおり、多くの場合は自宅と接続しています。件数は少ないものの駐車中の車の中とか、職場の個室で行うこともありましたが、この1年間で、具合が悪くなられた方は把握しておりません。むしろ裁判所に行かなければならないと考えるほうが具合が悪くなるという方のためにはウェブを活用することが多いという状況です。ただ、確かに画面の向こうで本当に具合が悪くなられている御様子であれば、むしろ調停を打ち切ってお休みになられたほうが良いということになりますし、それ以上の症状だとそこはもう緊急対応で御自宅を消防署に連絡して救急車の出動を要請するとか、そのような対応になるかと思っています。

○F（1）委員

ウェブでの調停を車の中で行うということであれば、熱中症もありますので少し気を付けられたほうが良いかなと思います。もともと熱くなりがちですし、そういう話合いの最中というのはどうしても話の内容に気が行ってしまって体調不良に気づくのが遅れることがあります。

◎委員長

ありがとうございました。そういう視点はあまり今まで考えたことがなかったの
でとても貴重な御指摘をいただいたと思います。

○G（2）委員

日頃、手続代理人として調停に同席させていただくことが多いのですが、残念ながらこの1年間依頼者から特に希望がなく、まだウェブ会議での調停を行ったことが
ございませんので、経験に基づいてお話しするということができないのですが、
選択肢としてあるということは非常にありがたいということと、実現には至りませ
んでしたが、急遽依頼者が入院をしたというときに、代理人は出頭で依頼者は病院
の個室があればそこからウェブでつないでも構わないという御助言を書記官からい
ただいて、一度試みようとしたことがございます。

残念ながら病院の個室が確保できず、そのときは断念しましたが、代理人と依頼
者が一緒に行けない場合でも、そうやって別々に使える選択肢があるということは
非常にありがたいなと思いましたが、今後依頼者の希望があればウェブ調停をぜひ
検討したいと思っています。そこで、対面の方法との使い分けの関係で、遠隔地で
あったり、個々の事情であったり、経験的にウェブが望ましいというケースがある
と思うのですけれども、そういった特段の事情はないけれども、あるいは特別来ら
れない距離ではないけれども、ウェブがいいという御希望があったとしても、基本
的にはそれは御本人の御希望でウェブを実施していただけるものなのか、それとも
やはり対面のほうが望ましいというお話になるのか、そのあたりの運用状況を教え
ていただきたいです。

◎委員長

導入期というか定着期ということなので、今を前提に御紹介してください。

○B（４）委員

当事者の方からウェブで行いたいという御希望をいただいたときは、基本的にはそれを尊重させていただいていると思います。遠隔地ではない場合はウェブは消極的とか、特段の内容がないと消極的という考えでは私はやっていません。むしろ、ウェブのほうが時間が取りやすい、特に仕事を持っておられる方は職場の近くからウェブを通じてその調停に参加するというのも、当事者の方にとって大きなメリットだと思いますので、当事者の方が希望されれば基本的には尊重していると思います。

◎委員長

もちろん先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、単に来庁するのが面倒だからというような理由だけでウェブでしたいという場合には、それはやはり基本は来ていただいてとっております。ただ、民事の手續だと、法律改正で遠隔条件は削除されていますし、少しずつ世の中全体がデジタル化しているというところはあるかと思います。

○H（１）委員

普段、クライアントの方からの御相談を受けているのですが、基本は対面でさせていただいています。コロナ禍でウェブでの面談なども検討した時期もありましたが、情報量とかそういうところがマスクを着用していたとしても対面のほうが多いのではないかと、細やかな情緒交流とか御本人の気持ちを引き出すという上で、対面のほうが私たちが今まで積み重ねてきた知見などを生かして、その方のニーズに添ったほうがよいのではないかとという理由から、対面にしているところはあります。一方で、学生相談などでは、やはり関係性を作るのにウェブを積極的に使っている部分もあります。先ほど家のほうがリラックスしてできるという方もいらっし

やるというお話を伺っていると、裁判所で話す場合と御自宅などの御自分のリラックスできる環境でお話される場合とでは、内容が変わってくる場合もあるのかなとも思います。私も、いかに上手に使うかについては分からないのですが、若い世代は抵抗も少なく利便性も高いことから、よりニーズは高くなっていくのだろうという一方で、ウェブ調停はサービスではない、サービスとはまた違うウェブの活用の仕方だと思います。私たちはどうしてもクライアントさんのニーズに添って、クライアントさんのために時間を使うのはどうしたらいいかという考え方なので、裁判所のウェブ調停の活用の考え方とは少し方向性が違うかなと思うので、何かその辺りのあんばいが難しいところがあるのかなと思って聞かせていただきました。

◎委員長

若い世代は割と対面でもウェブでもそんなにハードルが変わらない感じなのでしょうか。

○H（1）委員

ウェブだと余計いろいろ考えて、いつ口を挟もうかというところばかり考えてタイミングがつかめないのが、グループディスカッション等は辛いとおっしゃる方もいらっしゃるし、やはり対面のほうが辛いという方もいらっしゃるし、個人差も大きいと思うのですが、社会から関係が途絶しているというか、社会との関係が少し薄い方の場合はオンラインのほうが抵抗感は薄いのかなという感じはあります。なので大学との関係を構築していくという学生相談なんかの枠組みでは、ウェブという形を活用するという感じです。

○I（1）委員

コロナが始まって取材などでもウェブを使ってするようになってはいるのですが、相手方の確認という点では、どのような人か分かっている人とする人が多いので、

なりすましみたいなものについてはあまり警戒した経験はありません。一方で、面接試験なども同様にウェブでやるようになりまして、面接をしている我々としては、学生さんからの主張というのは伝わってくるのですが、人柄とか雰囲気というのはつかみにくいというのが正直な印象で、実際、採用試験を受けた学生さんに聞いても、やはり対面のほうがいいという声が多いと感じています。

先ほどの本人のなりすましみたいなものについてですが、海外に行く際に事前に携帯電話から申請してビザを取ったのですが、本人確認で顔を見て間違いのないみたいなことをするので、本人認証みたいなものはどんどん技術が進んで、例えば指紋などをウェブ上でぼちっとするような、なりすましを防止するシステムはどんどん発達していくのではないかなと思います。

誰かが傍で介在していたり隠れていたりするということについては、だまそうと思えばだませると思うので、先ほども意見が出ていましたけれども、案件や、そのときに話す内容によって、書記官の方や、調停委員の方が、今回はウェブに向かないといった判断をしないと難しいだろうなと思いました。

◎委員長

確かに、最近いろいろな暗証番号の確認や顔認証などはすごく進んでいますが、やはり私たちが警戒しているのは最初から終わりまでなりすまされると分からないというところであり、そういうことがあってはならないということもございますし、人の身分関係に関わるということでもありますので、今のところは離婚に関してはウェブでの成立はできなくなっております。それが、あと二、三年以内だと思えますけれども、新しい法律が施行されると離婚とか離縁というような身分事項に関わることがウェブ調停で成立できるというようなことになると、そのあたりを非常に気をつけていないといけないと思います。扱う案件が人々の身分に関わる、家族に関わる問題だということもありまして、やはり常にその心配をしているという状況でございます。

○J（3）委員

私の職場はデジタル化が最も遅れていると思っていますので、対面とウェブはどのような方法で使い分けるべきなのかといったことを考える機会すらない状況ですが、伺っている限り今のところまだデータを集約している期間なのかなと感じているところです。

調停といえば、やはり最終的な目標としては合意を得るところになると思いますので、どの時点でウェブ会議を提案するか、又はウェブ会議を止めるという選択するのがベストなのか、その二択なのか、金銭の賠償に関係するものと身分関係に関係するものとは何か違いがあるのかとか、そういったことを全国的にデータを採集して調停委員などに共有して、今後こういった調停をウェブで進めるのか等について考えていくということが必要になるだろうと感じました。

あとは、なりすました人に対する処分をどうするのか、家庭裁判所で考えて法制化するのか、今ある刑法犯等に対応するのかとか、威嚇する方法で人を縛るというのは難しいと思うのですが、いろいろとこれから動きがあって、それを広く周知することで内容を進めていく、自分に不利益があるんだと認識させることが重要なかなと感じております。

◎委員長

ありがとうございます。ウェブ調停が導入された流れとしては、令和3年12月に4庁で始めて、令和4年10月から19庁が加わり、現在23庁で実施しているというように、段階的に実施庁を増やしながらそれぞれのノウハウを蓄積したり、課題を共有したりしているという状況です。冒頭で担当者から御説明したように、家事事件も含めた裁判所全体の手続がデジタル化する方向にありますので、家事事件の中でもウェブ調停だけでなく申立てであるとか、判断に至るまでの一連の流れがいずれデジタル化するということが現実的にはそう遠くない将来の話として今検

討中ですので、今日は、今ある法律の中でできる一つのデジタル化としてウェブ調停を御紹介して、これからの流れにも大変役立つ御意見をたくさん頂戴しましたけれども、その中で1年間ウェブ調停をやってきて、裁判所から家事の調停がこんなふうに変わって行ってこんなところがよかったなとか、あるいは課題だとかというところがあれば話していただけますか。

○B（4）委員

ウェブを使ったこの調停の一番のメリットというのは、当事者の方にとってみれば便宜が大分図られるようになったというところだと思っています。

先ほども申し上げましたが、職場にいながら、または、職場の近くで時間休を取った上で、例えば車の中や個室の中でウェブで参加していただく。完全に休みを取るとなると2か月後、3か月後になるのだけれども、そういう形であれば1か月後でも時間の都合がつく方も中にはおられました。そうすると、大分詰めた期間の中で話ができるので、最終的な解決までの時間が短くて済みますし、当事者の方にとっては心理的な負担がかなり軽減されるのではないかと思います。そこは大きなメリットの一つとしてあるのかなと思います。

他方で、例えば遠隔地にお住まいの方々、あるいは小さな子供さんがおられて、預けるのも難しいという方々に対して、書記官からウェブ会議もありますけれどもどうしますかというようなことを持ちかけることもあるのですけれども、中にはどうしても裁判所に来て、直接調停委員に話をしたいというようなニーズを持っておられる方もいらっしゃいます。こういう場合はいろいろな対応方法があると思いますが、私はそういう場合にはウェブを無理強いせず、来ていただくことを選択肢として考えているところでございます。ウェブというのは便利なのですが、やはり限度があるかなと思います。私も実際にいろいろな現場に行くのと、ウェブで会議に出るのを比較すると、現場の熱量のほうが大きいなと思うことが多々ございます。当事者の方にとっても直接対面して話をしたいというニーズというのはある

のだろうなと思います。いろんな方がおられるので、全ての方がそのようなニーズを持っておられるとは思いませんけれども、そういうニーズを明らかに裁判所にお伝えいただいた場合には最大限尊重するようにしております。無理強いだけはしてはならない、もっと言うと裁判所の事務効率のためにウェブ対応するというのはあってはならないと常々思っております。

◎委員長

他の方の御意見に対する御感想ですとか、質問などありますか。

○B（4）委員

冒頭説明でグラフをお示ししたとおり、だんだんウェブ調停の件数が増えているのですが、ウェブ調停を実施できる機材の制約があって、本当は同じ時間帯にもう少しウェブ調停を実施したいと思ってもできないということがあります。Wi-Fiを飛ばしてもらっているいろいろなパソコンで使えるとありがたいのですが、現状は、LANケーブルを準備して、それとつなげることができるパソコンの台数でしかウェブ調停を実施することができません。どうしても予算上の問題とかそういう制約があるのですが、皆様方の職場では、会社の中でWi-Fiが設置されているのか、それによってウェブ会議の活用が広がって、LANケーブルなどの数の制約のないウェブ環境が整えられているのか、そのあたりの実情を教えてくださいと大変ありがたいと思います。

◎委員長

有線LANの安定性ということも言われていますが、職場でのウェブ環境で、有線の方はどのぐらいでしょうか。

○F（1）委員

個人的な会議だとタブレットでWi-Fi接続することもあります。Wi-Fiですと不調になったりすることもあったので、大きな会議は安定性という意味でLANで接続したりと、併用という感じです。それと、必ずウェブに慣れた方が1人ついてくれています。

○G（2）委員

事務所ではどちらでもできるようになっております。複数弁護士がおりますのでWi-Fiでやる弁護士もいれば、接続が安定しているということで有線LANをつないでするといふ弁護士もいます。私はウェブ会議のときはできるだけ有線でできる環境でやることが多いですけれども、Wi-Fiの時もあります。

○A（1）委員

私の職場では社内会議でLANがつながっていますので、そこからさらにWi-Fiで飛ばす必要がないというのが一番の理由で、やろうと思えばできる状態ではあります。

○J（3）委員

私の職場で人と連絡を取る手段というのは、電話やメッセージやメールという形になりますし、勉強会などをウェブでする場合には1か所に集まって有線で向こうから発信を受けるという形でしか使っていませんので、特にWi-Fiでたくさんつながないといけないという場面はありません。

◎委員長

大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

(以上)